

裏面白紙

秘

厚生省令第 号

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）第三條の規定に基き、引揚援護  
庁職員定数規程を次のように定める。

昭和二十四年 月 日

厚生大臣 林 讓 治

引揚援護庁職員定数規程

引揚援護庁に置かれる職員の各内部部局、各地方支分部局別の定数は、厚生事務官、  
学生技官及びその他の職員を通じて左に掲げる通りとする。

引揚援護庁

区	分	定数	備考
内部部局	長官官房	一五二人	
	援護局	一、五六五人	うち二三四人は、第二復員局残務処理部の定数とする。
	復員局	一、七七一七人	
計		一、八二六八人	各地方引揚援護局を通じての定数とする。
地方支分部局	地方引揚援護局	二四九人	各復員連絡局及び同支部を通じての定数とする。
	地方復員残務処理部	五九四人	各地方復員残務処理部を通じての定数とする。
計		二、六六九人	
合	計	四、三八六八人	

エ 各地方引揚援護局、各復員連絡局及び同支部及び各地方復員残務処理部の定数は、前項に規定する定数の範囲内において、引揚援護庁長官が別に定める。

附則

ノ この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月一日から適用する。

ス 各内部部局又は各地方支分部局において、この省令で定める定数を超える員数の職員は、昭和二十四年九月三十日までの間は、その定数の外におくことのできる。

秘

厚生省令第 号

行政執行部職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）第三条の規定に基づき、厚生省令  
職員定員定数は次のように定める。

昭和 年 月 日

厚生大臣 林 護 治

厚生省令第 号 職員定数規程

厚生省令に置かれる職員は各内部部局、各府高機関及び各地方支分部局等所定  
厚生事務官、厚生技官、厚生教官及びその他職員と通じ、左に掲げる通りとする。

裏面白紙

邦局		定数	備考
大臣官房		一三二五人	うち二人は、国立国会図書館支那部主任秘書、自阿高館の職員とする。うち九二一人は、統計調査部、七五人は、国立公園部の定数とする。 うち四三人は、環境衛生部の定数とする。
公衆衛生局		一四六人	
医務局		一一一人	
薬務局		三〇六人	
社会局		九一人	
児童局		七二人	
保食局		三〇〇人	
計		二四五一人	
人口問題研究所		四九人	
国立公衆衛生院		二三六人	
国立營養研究所		六六人	
国立予防衛生研究所		四三〇人	
検疫所		五〇六人	各検疫所を通じての定数とする。

邦局		定数	備考
国立病院		一八一五〇人	各国立病院を通じての定数とする。
国立療養所		一七、八〇五人	各国立療養所を通じての定数とする。
国立衛生試験所		二二七人	
国立老明寮		三一人	各国立老明寮を通じての定数とする。
国立身体障害者更生指導所		六人	
国立救護院		四六人	
国立建設院		九六人	
計		三七、六四八人	
駐在防疫官事務所		三一人	各地方駐在防疫官事務所を通じての定数とする。
医務支隊所		一、五七七人	各医務支隊所を通じての定数とする。
計		一九八人	
合計		四〇、二九七人	

各検疫所、各国立病院、各国立療養所、各国立老明寮、各駐在防疫官事務所及び各医務支隊所別の定数は、前項に規定する当該所属機関及び地方支分部局の定数の範囲内において、厚生大臣が別に定める。

裏面白紙

附則

- 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月一日から適用する。
- 2 厚生省におかされる雇員等の定員に關する件（昭和二十三年厚生省令第六十二号）は、  
止する。
- 3 各内部各所、各所属機関及び各地方支分部局において、本規程第一項及び第二項の規程によ  
る定数をこえる員数の職員は、昭和二十四年九月三十日までの間は、その定数の外に選  
用することができる。